

令和5年度の放射能対策事業について

平成26年1月に公共施設・民有地の除染が完了し9年が経過しました。その間に原子力発電所事故に伴う市民の不安も沈静化しており、それは相談や要望、放射線量測定器の貸出、持込みの食品・飲用水の放射性物質検査などの件数の減少に表れています。また、手賀沼底質の放射性物質濃度に低減がみられ、令和5年度には手賀沼産ウナギの出荷制限が解除される予定です。

このような状況をうけ令和3年度に大幅な事業の終了や見直し・縮小を図ってきました。そのため現在行われている放射能対策事業は、将来的な汚染状況重点調査地域指定解除までのモニタリング、県や関係機関との関係から継続が必要な事業、市民の安心を確保するための検査やサービスで経費的な負担の少ないものとなっています。

令和5年度の放射能対策は、引き続き前年度の事業を実施するものの、さらに次の縮小を図っていきます。

- ・「廃棄物の放射性物質濃度低減に向けた取り組み」（剪定枝木の処分）
クリーンセンターの新炉稼働に伴い雑草、枯葉の焼却処分を進め、剪定枝木に係る処分費の圧縮を図っていきます。
- ・「浄水と原水の放射性物質検査」
検査頻度を年6回から4回に縮小します。
- ・「給食食材の放射性物質検査」
表現の整理（「新しい産地から購入した食材」の意味が分かりにくいので削除します。自家栽培の野菜など希望する食材の検査は継続します。）

以上